

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君の発言を許します。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 20番小林英機でございます。発言通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

小中学校のバス借り上げ行為について。

同僚議員の質問と重複するかもしれませんが、再確認の意味でご答弁をお願いいたします。平成19年度の小中学校のバス借り上げ行為について質問をいたします。バス借り上げ行為は、校外学習、部活動、遠足等、広く行われており、市内の小中学校が存続する限りあるわけでありませぬ。また、バスの送迎行為は児童生徒の生命、身体を事故から守る業務であります。

質問第1、バスの借り上げ行為について、小中学校が契約した業者は何社か。平成19年度です。その中で、道路運送法の一般貸し切り旅客自動車運送事業の許可を得た業者は何社で、そうでない業者は何社だったか。また、許可を得ていない業者名を具体的にお願ひいたします。

質問2、許可を得ていない業者は、いわゆる青ナンバーの車を所有しておりませぬ。バス借り上げ行為にどのように対応したのかお尋ねをします。

質問3、有限会社常陸ドライブが、平成19年4月1日から平成19年11月20日までにバス借り上げ行為を受注した件数と金額をお知らせ願ひます。

第4点目、バス借り上げ行為は、各学校が独自に数社に見積もり依頼を出し、そこから決定したと思ひますが、そうでないかお願ひいたします。その際、登録証などの資格証明書の提示がなかったことは、先ほどの答弁でわかりました。

5つ目として、旅行業法第3条の規定はどうなっているのかお尋ねをいたします。

6点目として、有限会社常陸ドライブが、旅行業法の県知事の登録を受けた年月日はいつなのかお尋ねいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長(根本洋治君) 小中学校のバス借り上げ行為についてのご質問にお答ひいたします。

まず、1点目でありませぬが、平成19年度に小中学校が発注した業者数は9社でありました。このうち、道路運送法の一般貸し切り旅客自動車運送事業の許可業者は3社、旅行業法の登録業者は1社、一般貸し切り旅客自動車運送事業の許可を得ていない業者は当該業者1社で、残り4社につきましては、市への入札参加資格名簿への登録をしていないために確認ができませんでした。

次に2点目でありませぬが、業者のバス借り上げの対応でありませぬが、これにつきましては、小中学校で直接業者に依頼し、それにより業者が受注をしていたものであります。

3番目、当該事業者の平成19年4月1日から平成19年11月20日までの受注件数は63件、受注金額は282万6,250円でありました。

4点目でありませぬが、バス借り上げの経過でありませぬ。これにつきましても小中学校が直接事

業者に依頼をしまして見積もりをとり、それにより受注をしていたものでございます。

5点目であります。旅行業法第3条につきましては、旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならないという規定であります。当該事業者の旅行業法に基づく登録は、市入札参加資格申請の際の添付書類の確認で平成19年11月21日となっています。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） ご答弁ありがとうございました。2回目の質問に入らせていただきます。

常陸ドライブは、平成19年4月1日から平成19年11月20日までに63件の仕事を受注したとあります。それで、登録が平成19年11月21日ということ。すると、この63件の行為は登録前の行為になります。旅行業法第3条が、旅行業を業として行うには登録を受けなければならないということから判断しますと、旅行業法違反の行為ではなかったかと、この63件は思います。責任の所在につきましては、市長が弁護士等と相談してからお決めになるということなので質問は省略いたします。行政危機管理の意識の観点から、無登録で継続、反復して行われたバス借上げ行為について、旅行業法第29条第1号及び33条はどのような規定になっているのかお尋ねいたします。

2点目として、鉾田市の場合を比較。バス借上げ行為の児童生徒の父兄に対する説明、市民に対する説明についてお尋ねをいたします。平成20年12月26日付の茨城新聞は、鉾田市の場合、私立幼稚園の送迎バスの指名入札で落札した自動車販売会社が、実際には市から指定されたタイプのバスを取り扱っていないことが判明し、落札後に契約を辞退したことが大きく報道されております。本市の場合、無登録で約8カ月弱の期間、バス借上げ行為が継続、反復して行われた点で大きな違いがあります。市の職員の公正な職務の執行が大きく害されたと思いますが、ご所見をお願いいたします。

次に、バス借上げ行為の児童生徒の父兄は、8カ月の期間、市は資格のない業者を使用していたと、事故がなかったからよいが、事故があった場合のことを考えると恐ろしいと、安心して子どもを学校に行かせられないと、市の説明を聞きたいと願う父兄は多いと思います。

また、登録前のバス借上げの継続、反復行為は違法な行為ですから、行政の法律適合性の原則から、市は契約を締結できないはずであります。にもかかわらず契約が締結され、市は債務を負担しバス代金を支払ったわけであり。本来支払ってはならないお金であると思いますから、一般市民に対してこの件について説明をすべきではないかと思っております。鉾田市の場合との説明、児童父兄に対する説明、市民に対する説明についてご所見をお願いいたします。

第3点目は、県の対応についてお伺いいたします。

茨城県は、登録申請について、申請前にバス借上げ行為が継続、反復して行われていたこと、また、申請から登録許可までの間も行われていたことなどについて、これらの事実を見落とした

のではないかという疑問があります。この点について、県の対応はどうかお尋ねをいたします。

以上で2回目の一般質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 2回目のご質問にお答えいたします。

まず、旅行業法29条の規定であります。この規定は「次の各号のいずれかに該当する者は100万円以下の罰金に処する」ということで、第1号に「第3条の規定に違反して旅行業を営んだ者」ということで、以下2号から6号までの規定があります。

次に、33条であります。「法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第29条から第31条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する」という規定でございます。

2点目ではありますが、銚田市の例の質問がございました。このことにつきましては、銚田市の場合の新聞報道の業者につきましては、銚田市の指名業者の資格を持った業者であるというふうを確認しております。

3点目ではありますが、市民、それから保護者等々の説明ということではありますが、これにつきましては、現時点で私どもとして、そのところについては考えてございませんので、そういうことでひとつご理解をいただきたいと思っております。

最後の茨城県の対応でございますが、ただいまの質問の内容につきましては、旅行業法の登録に係る事務、権限につきましては、茨城県の観光物産課の所管でありますので、現在、県において調査中ということ聞いております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 3回目の質問に入らせていただきます。

先ほど資格のない業者が継続、反復して8カ月弱にわたる期間バス借り上げ行為が行われたということについての答弁が納得できませんので、市長か教育長のご答弁をお願いします。

また、父兄に対する説明につきましても、資格のない業者を学校は使っていたと、それに対して、父兄は説明してほしいと思うんです。それについてもあわせて答弁をお願いいたします。

次に、2つ質問をさせていただきます。

1つは、行政の無登録業者に対する考えについて質問をいたします。市はバス借り上げ行為が無登録業者によって継続、反復して8カ月弱の期間行われたことにより大きな迷惑を受け、市の信用は失墜したわけでありまして、しかもこの行為は、未登録の事実を隠してなされたものであります。市と無登録業者に対する関係では、市は被害者であります。市はだまされたとか信頼を裏切られたとか、そういう気持ちがあるかと思っておりますが、無登録業者の経営者である執行役員、そして所有者である株主に対してどのような気持ちをお持ちなのかお伺いをいたします。

2問として、公平、公正な教育行政について質問いたします。バスの事故により児童生徒が死傷した場合、児童生徒の父兄が損害賠償を請求する場合、道路運送法の許可事業者とそうでない場合を比較しますと、許可事業者の場合は債務不履行責任となり、そうでない場合は旅行会社がバス会社の手配をすれば債務の履行は完了するので、手配を受けたバス会社の不法行為責任になると思います。父兄が損害賠償の請求をする場合、要件事実の立証に大きな違いがあります。債務不履行の場合は、立証責任は許可事業者にあります。不法行為責任の場合は被害者である父兄側にあります。債務不履行の場合は父兄にとって有利ですが、不法行為の場合は不利となります。業者によって損害賠償の立証責任が異なってくるのは、行政は公平、公正に行わなければならない点から大いに問題であります。したがって、小中学校のバス借り上げ行為は、父兄にとって有利な道路運送法の許可事業者に統一するのが妥当と考えますが、ご所見をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 3回目のご質問にお答えいたします。

まず、現在のバスの借り上げにつきましては、20年度から道路運送法や旅行業等の資格を持つ業者に依頼し、適正に現在処理しているところでございます。そういう前提の中で、ご質問の中で違法性については、先ほどもお答えしましたように、所管課の県において判断するものというふうに考えています。

それから、19年度のこの期間について事故等はありませんでしたので、結果的にはよかったというふうに考えておりますが、先ほども申しましたように、現時点でこのことについて父兄等に説明会をするという考えはございません。

それから、市は被害者であって、執行役員等々に対するどういう気持ちを持つかということですが、この発言については控えさせていただきたいと思っております。

それから、事故の場合の許可業者と旅行業の場合の立証責任の所在については、確かに違うところがありますが、これにつきましては、それぞれの事業者の中でそういったことがあった場合の処理については適正に行うということと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 平成19年度、ただいま経過がございましたが、教育委員会として各学校にそういう登録についての指示をしていなかったということについては、大変責任を感じております。今後、このようなことがないように適切に対応してまいりたいと考えております。